

公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期】（案）説明会での質疑とその回答

No	質 疑	質疑に対する回答
1	認定こども園になることでどのようなメリットがあるのか。誰が利用できるのか。	<p>メリットとしては、そのまま認定こども園の特長となりますが、児童の年齢によっては、保護者の就労の有無や就労の変化に対応できる施設であること、様々な子育て支援事業を通じて地域における全ての子育て家庭に寄り添えること等が挙げられます。</p> <p>利用者については、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号認定児童：要件無し ・2号・3号認定児童：保育を必要とする事由がある児童
2	認定こども園になることは決定事項なのか。	市としては今回お示しした計画（案）のとおりに進めていきたいと考えています。
3	(仮称)かしわら認定こども園が民営化されることはないのか。	公立の就学前児童施設として開設を予定しており、民営化する予定はありません。
4	小学校と認定こども園が一体化し、一貫校になるということか。	小学校敷地の一部と多目的広場、現保育所を活用して幼稚園と保育所を統合した認定こども園を開設するもので、小学校との一貫校になるということではありません。小学校敷地と認定こども園敷地はフェンス等で区切られることとなります。
5	なぜ、柏原西保育所ではなく柏原保育所を認定こども園化することになったのか。	<p>今回の再編整備実施計画で柏原西幼稚園と柏原保育所との統合に変更された理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設園舎を設けることなく、新園舎ができるまで教育・保育をそれぞれで継続できること ・保護者にとっての利便性 ・周辺道路の状況 ・小学校との位置関係
6	認定こども園となることで私立施設と競合することにならないのか。	<p>認定こども園への再編は、待機児童の解消等の市が抱える喫緊の課題を解決するためのもので、私立施設と競合することはないと考えています。公立施設、私立施設のそれぞれに良いところがあって、必要とするすべての家庭が利用できる支援を提供できることになり、保護者にとっては選択肢が1つ増えることとなります。</p> <p>平成29年3月に改訂（定）・告示され、平成30年4月から施行される「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」において、認定こども園・幼稚園・保育所といった就学前児童施設での子どもたちの教育・保育内容が共通化されることもあり、幼稚園でも保育所でも認定こども園であっても、また、公立施設でも私立施設であっても市全体が一丸となって子どもたちが健やかにすくすく育ち、たくさんの学びをつなげていける環境を作り上げていかなければならないと考えています。</p>
7	今後の説明会の予定はあるのか。	<p>今後は、工事を実施する前に工期や工事内容に関して近隣住民や保護者に対する説明会の開催を予定しています。また、保育物品やそれに伴う保育料以外の負担等についても決定し次第、保護者説明会を開催したいと考えています。</p> <p>ご意見については、園長や所長を通じて、または電話・FAX・メールなどでこども政策課へお問い合わせいただき、その都度確認させていただければと考えています。</p>

公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期】（案）説明会での質疑とその回答

No	質 疑	質疑に対する回答
8	1号認定児童の受入れは3歳から行うのか。	他の公立幼稚園との兼ね合いも含め、1号認定児童の受入れ歳児については、現在検討をしているところです。
9	公立認定こども園で0歳児保育を始めるのか。	(仮称)かしわら認定こども園では、施設・設備を乳児対応とできることから0歳児保育を始める予定です。 0歳児保育の開始に向け、外部有識者にも参画いただきながら保育士と幼稚園教諭が研究検討を行うとともに、他園への視察等による研修を重ね、保護者に安心感を持っていただけるよう準備していきます。
10	平成31年度に柏原保育所、柏原西幼稚園に在籍している子どもは新たに入所(園)申込みをしないといけないのか。	これまでと同様に継続入所(園)に関する手続きは必要ですが、認定こども園となることによる新たな手続きを求める予定はありません。
11	定員によって認定こども園に入園できない子どもは発生しないのか。また、柏原西保育所や他の保育所に入所(園)している児童は、希望すれば認定こども園に転園できるのか。柏原西幼稚園を園区としている児童は優先して入所できるのか。	平成31年度末に柏原保育所に在籍している1歳児～4歳児と柏原西幼稚園に在籍している4歳児については、他への転園希望等のない限り、平成32年4月から新たな認定こども園で教育・保育を受けることができます。 平成32年度以降も柏原西保育所は存続となりますことから、継続して柏原西保育所に入所いただくことを基本としますが、年度当初の転園希望であれば、現在の保育所と同様の判定基準による対応となります。 認定こども園の定員は、柏原保育所児童と柏原西幼稚園園児を引き継いだ上で、待機児童解消等のため、余裕をもって受け入れできるように設定することを想定しています。 認定区分によって整理しますと、1号認定児童（教育標準時間認定）については、柏原西幼稚園からの移行施設であることから、地域性を考慮した入園の仕組みを検討したいと考えています。 2号・3号認定児童（保育認定）については、現在の保育所と同様に保育の必要性の高い児童を優先した入園となりますので、地域での優先は行いません。
12	平成31年度の柏原西幼稚園への入園はどうなるのか。	平成30年に行う平成31年度の柏原西幼稚園への入園手続きについては、その他の公立幼稚園への入園手続きと同様、これまでと同じ手続きになります。ただし、平成32年度から認定こども園となることはご理解いただいた上で入園していただくこととなります。
13	平成31年度の柏原西幼稚園への入園が15名に満たない場合、休級するのか。	教育委員会において決定されることではありますが、認定こども園となることで次年度からの通園枠を確保できるので、休級することなく認定こども園へと繋いでいきたいと考えています。
14	保育料はどうなるのか。	保育料については、1号認定児童の保育料は公立幼稚園保育料と2号・3号認定児童の保育料は、保育所保育料と同様の金額となります。
15	保育料以外の費用負担はどうなるのか。新たに用意しなければならない物品等（制服、靴、教材等）は決まっているのか。	保育料以外の負担については、公立幼稚園、公立保育所で徴収をお願いしている金額と同程度の負担をお願いすることを基本として検討していますが、認定こども園となることで新たな負担をお願いすることはあり得ます。ただし、新たな負担をお願いするとしても過度な負担は避けなければならないと考えており、先進市等の事例を参考にしながら、また、運営方針・保育内容等と照らし合わせて子どものために必要なのかどうかを教育保育研究会等で検討し、保護者の方々のご意見を伺いながら決定していきたいと考えています。
16	認定こども園での1号認定児童の預かり保育はどうなるのか。	現在、柏原西幼稚園で実施している預かり保育と同程度の実施は予定しておりますが、具体的な時間や土曜日の預かり保育、費用等の実施内容については、今後検討していきます。

公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期】（案）説明会での質疑とその回答

No	質 疑	質疑に対する回答
17	PTA や父母の会はどうなるのか。	認定こども園における保護者会組織については、今後保護者の方々の意向を伺いながら協議の場を設けることができると考えています。これからも子ども達にとって必要な組織については、存続していただければと考えています。
18	<p>認定こども園で土曜日保育は実施されるのか。</p> <p>1号認定児童と2号認定児童の認定こども園でのお昼寝など、1日の流れはどうなるのか。</p> <p>また、1号認定児童と2号認定児童の園での過ごし方はどのように違うのか。</p>	<p>1号認定児童は、基本的には土曜日はお休みとなります。</p> <p>2号認定児童、3号認定児童の土曜日保育につきましては、保育所と同様の取り扱いとなります。</p> <p>認定こども園では、1号認定児童と2号認定児童に共通する時間があるので、共通時間内は一緒に教育・保育を受けていただきます。共通時間内は、認定区分によってクラスや部屋を分けることはありません。</p> <p>認定こども園での認定区分による生活の違いについて、1号認定児童と2号認定児童で在園時間や降園時刻は異なります。また、現在の幼稚園と保育所でのお昼寝の有無も異なります。これらの違いについては、配慮が必要な事項であると認識しており、現在、幼稚園教諭、保育士による研究会で、1号認定児童の降園の際の声掛けや環境づくりや認定こども園での子ども達の過ごし方等について検討しています。</p> <p>認定こども園での1号認定児童と2号認定児童の大まかな1日の流れは以下のとおりになります。</p> <p>2号認定児童順次登園、1号認定児童登園 → 1号及び2号認定児童の教育活動 → 給食 → 1号及び2号認定児童の教育活動 → 1号認定こども降園 → 2号認定こども順次降園</p>
19	1号認定児童は、降園後に2号認定こどもが受ける保育を経験しない分、遅れたり、次の日の保育に影響はないのか。また、長期休み期間はどうか	<p>1号認定児童の登園時刻から降園時刻の間に教育活動を行うことを予定しており、1号認定児童の降園後の2号認定児童に対する保育では、家庭的な保育を行います。</p> <p>1号認定児童には長期休み期間があり、2号・3号認定児童にはありません。1号認定児童の長期休み期間中、2号認定児童には、季節ならではの遊びを工夫する等、家庭的な保育を行います。</p> <p>認定こども園では、幼稚園教育要領や保育所保育指針と同様に位置づけられた認定こども園教育・保育要領に基づき教育・保育を実施することとなり、幼稚園や保育所と教育・保育内容に大きな違いが生じることはないと考えています。</p>
20	給食を提供できる設備を備えるのか。 1号認定児童は給食なのか、弁当なのか。	1号認定児童の昼食については、2号認定児童と同様の給食を提供していきたいと考えています。給食を提供することを前提としたうえで、お弁当持参を希望される方への対応については、今後検討してまいります。なお、1号認定児童の保育料には給食代が含まれていませんので、保育料とは別に給食費を徴収させていただくこととなります。
21	工事中の柏原保育所の保育はどうなるのか。 騒音等、保育に影響はないのか。	新園舎の建設が終わるまで現園舎での保育を実施することになります。建設場所と現園舎が近接していることから、工事期間中の保育に与える影響は最小限に留めるよう可能な限りの配慮、対策は講じたいと考えています。

公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期】（案）説明会での質疑とその回答

No	質 疑	質疑に対する回答
22	新しい園庭で運動会はできるのか。 工事期間中の運動会・園庭はどうするのか。 また、新園舎ができてから柏原保育所を取り壊す間の園庭はどうするのか。	認定こども園では、柏原保育所の現園舎を園庭とすることを予定しており、面積上は運動会のできる面積を確保できるものと考えております。ただし、施設全体の設計や運営方法等によりますが、遊具の配置等の日常の保育の流れを優先し、新たな認定こども園では園庭において運動会を実施せず、近隣の広い代替場所で開催する等も検討していかねばならないと考えています。 新園舎が完成するまでの工事期間中の園庭については、現柏原保育所西側の園庭をそのまま使用できるものと考えていますが、柏原保育所を取り壊す間に園庭がなくなることについては、安全面を考慮した上で、小学校や近隣の公園などの代替場所を一時的に利用するなどの検討が必要であると考えています。
23	駐輪場や駐車場はつくるのか。	今後、園舎の設計段階で台数等具体的な内容が決定していきますが、認定こども園として開設するにあたり、駐車・駐輪スペースは確保していきたいと考えています。
24	園庭の一部は園舎からの死角にならないか。	園庭に予定している場所の一部（南西部分）は校舎で遮られるため、見通しの悪い位置になることは認識しています。今後の園舎建設に向けた設計段階の中で、子ども達の安全に配慮した園庭を含めた配置を検討していきます。
25	多目的広場はなくなるのか。	多目的広場と小学校敷地の一部を活用し、新園舎を建設する計画としており、多目的広場はなくなることとなります。多目的広場については、現在、夏祭り等地域行事の際には有効な活用を図っていただいていることは、認識しております。今後市が進めていく園舎の建設設計を行う際には、地域が活用できるこれまでと同様の機能を持たすことができるのか、また、公共施設、公共用地を活用した代替機能を確保することについても検討していきたいと考えています。
26	新たな認定こども園の先生は誰になるのか。 人事交流をした職員がそのまま認定こども園で働けるのか。	公立幼稚園の教諭及び公立保育所の保育士のうち、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有している者が認定こども園の保育教諭として教育・保育の従事者となります。柏原市の公立の就学前児童施設では、ほとんどの者が免許及び資格を併有しており、併有していない者は併有に向けた取り組みをお願いしているところです。 人事交流をした職員がそのまま認定こども園での勤務になるということではなく、これまでと同様に定例の人事異動によって配属が決定されることとなります。
27	保育士や幼稚園教諭の配置はどうなるのか。	保育所には、年齢に応じて保育士1人当たりに対する子どもの人数を定めた配置基準があります。 幼稚園では、年齢に応じて1学級当たりの人数を定めた基準があります。 認定こども園ではこれらの両方の基準を踏まえることが必要であり、認定こども園になることで配置基準が緩くなり、質が低下するといったことはありません。
28	保育士の不足について、労働が過重すぎるのではないか。	全国的には潜在保育士が80万人と言われており保育士不足は重大な問題として取り上げられています。市においても保育士不足による影響があり、基本計画においても解決しなければならない課題であると認識しています。 過重労働については、実際のところ、園によって異なるものと考えており、市としては所長、園長らの職員に対する心、体のケアを十分に魅力的な職場となるように努めていきたいと考えています。

公立幼稚園及び公立保育所再編整備実施計画【第1期】（案）説明会での主なご意見や要望等

No	ご意見・要望等
1	柏原小学校・柏原東小学校・柏原中学校の統廃合と認定こども園との整合性のとれた土地利用をして欲しい。また、小・中学校の統廃合による柏原小学校跡地は、民間に売却せず、公共的用途の利用に限定して、将来にわたって柏原地区のコミュニティー・避難場所として確保して欲しい。
2	柏原小学校・柏原東小学校・柏原中学校の統廃合計画により小中一貫にすることが全ての子どもに対して良い影響があると言えるのか説明をしっかりとって欲しい。
3	多目的広場と同等の広場を同地区内に確保して欲しい。
4	現柏原保育所南側の道路を認定こども園の整備を機に拡幅整備して欲しい。
5	大正東町会自主防災組織の拠点となる防災倉庫の建設用地を認定こども園周辺で確保して欲しい。
6	柏原小学校南門から南北に伸びる通学路を認定こども園の整備を機に整備・拡幅して欲しい。
7	認定こども園ができて、地元の子どもが入園できないということが起きないように検討して欲しい。
8	認定こども園になることで、保護者は落ち着かない状況である。 工事期間中の園庭が狭くなることなど、柏原保育所の魅力が半減してしまうことのないよう、保護者が安心できるよう情報提供や対応をお願いしたい。
9	今後説明会を開催するときは、保護者が参加し易いように「保育スペース有り」を事前に周知して欲しい。